

三重県告示第 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 18 条第 1 項の規定により、次の地域登録検査機関の登録が効力を失いましたので、同条第 4 項の規定により公示します。

令和〇〇年〇月〇日

三 重 県 知 事 〇 〇 〇 〇

1 登録年月日及び登録番号

令和〇〇年〇月〇日 〇〇〇〇〇〇〇〇

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇

3 登録の効力を失った日

令和〇〇年〇月〇日